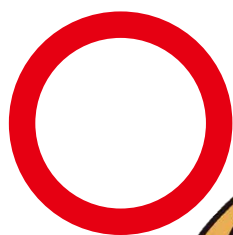


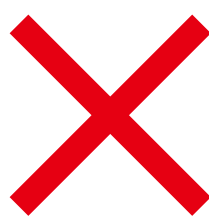
あなたの無責任で 猫が悪者になっ ています。



エサやりのルールを守り、猫を守りましょう。



置きエサはせずに必ず片付ける



エサを放置する／周囲を片付けない

野良猫へのエサやりは、片付けまでが大切なルールです。

ご自身の猫を守れるのは、飼い主だけです。

室外に出さず、
室内で大切に管理してください。

思わぬ事故や病気のリスクがあるだけでなく、
里山の生態系にも影響を及ぼす可能性があります。



野良猫／地域猫活動のご相談は
神戸市生活衛生ダイヤルへ

TEL:078-771-7497 (受付時間:平日8時45分~17時30分)

FAX:050-3156-2902 E-mail:pwd-kobe-eisei@persol.co.jp

猫を捨てないでください！ 動物の遺棄は犯罪です。

動物の愛護及び管理に関する法律により、**100万円以下**の罰金に処せられることがあります。

神戸市